

2022年7月5日

電子決済等代行業者との契約内容（住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社）

シティバンク、エヌ・エイ東京支店

当行は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の十 第3項および関連する内閣府令に基づき、当行が締結済の電子決済等代行業者¹（住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社）との電子決済等代行業に係る契約（以下、「本契約」といいます。）について、同条第2項に定める事項を以下のとおり公表いたします。尚、本契約は、或る特定の預金者のみを対象に締結したものになります。

以下、当行に保有する預金口座に関し本サービス（以下に定義します。）を利用する或る特定の預金者を「お客様」、電子決済等代行業を「電代業」、住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社を「本電代業者」、本電代業者がお客様に提供する電代業に係るサービスを「本サービス」、お客様またはお客様の委託を受けた本電代業者が、インターネットその他の接続方法により、当行に対して所定の口座取引またはサービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応するサービス（インターネットバンキングを含みます。）を「チャネルサービス」といいます。

1. 当行は、本電代業者がお客様からチャネルサービスの使用許可を含む業務委託を受けて、お客様に代わって当行に口座資金を移動させる指図を行う目的、または口座に係る情報等を当行より取得しお客様に提供する目的のために、チャネルサービスを使用することを許容します。

2. 本サービスの利用に関してお客様に損害が生じた場合における当該損害についての本電代業者と当行との賠償責任の分担に関する事項

（1）本電代業者は、本サービスに関して不正アクセスまたは事故等が発生し、お客様に損害が生じたときは、お客様と本電代業者との契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、お客様に対し生じた損害を賠償します。

（2）本電代業者は、上記（1）に基づき生じた損害を賠償した場合であって、不正アクセスまたは事故等が当行の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当行と本電代業者は、お客様に賠償した損害の当行への求償について協議します。

（3）当行は、お客様に生じた損害をお客様に対して賠償または補償した場合、以下の通り本電代業者に求償できます。

①当該損害が専ら本電代業者の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明し

¹銀行法第二条第十八項に定める事業者をいいます。

たときは、当行がお客様に賠償または補償した損害を本電代業者に求償することができます。

②当該損害が当行および本電代業者双方の責めに帰すべき事由によるものであることを当行が疎明したときは、本電代業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上本電代業者と合意した額を求償することができます。

③当該損害が、当行または本電代業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、またはいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでないときは、当行および本電代業者は、当該損害に係る負担について誠実に協議します。

3. 本電代業者が電代業に関して取得したお客様に関する情報（以下、「お客様情報」といいます。）の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、並びに本電代業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置に関する事項

（1）本電代業者は、関係法令・ガイドライン等の定めにしたがって機密情報の漏洩の可能性を事前に排除するよう十分に注意します。

（2）本電代業者は、本サービスに関して、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正侵入または情報漏洩等を防止するために必要な安全対策を講じます。

（3）チャネルサービスの利用もしくは本電代業者による本サービスの提供に関して不正アクセス等が発生し、またはそのおそれがある場合、或いは本電代業者における情報セキュリティに関連した適格性に懸念がある場合、当行は本電代業者およびお客様にチャネルサービスを使用した本サービスの遂行状況の改善を申し入れることができます。また、当行が必要と認める場合には、当行は本電代業者およびお客様に対し直ちにチャネルサービスの使用を停止するよう求めること、または事前の通知もしくは催告なくしてチャネルサービスの提供を停止することができます。

4. 電子決済等代行業再委託者²が関与する場合に、その者が取得したお客様情報の適正な取扱いおよび安全管理のために、本電代業者が行う措置、並びに本電代業者が当該措置を行わないときに当行が行うことができる措置に関する事項

（1）本電代業者は、電子決済等代行業再委託者に対してお客様情報を提供する場合、お客様情報の取扱いおよび安全管理措置に関して自らが当行に負う義務と同等の義務を当該電子決済等代行業再委託者に課し、責任を負います。

（2）当行は本電代業者が電子決済等代行業再委託者におけるお客様情報の取扱いと安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、チャネルサービスの提供を停止することができます。

以上

² 銀行法施行規則第三十四条の六十四の九第3項に該当する事業者をいいます。